平成２２年（フ）第２７３号
佐賀県佐賀市大和町大字久池井3039番地１
債務者　石丸シズマ
１　決定年月日時　平成22年11月10日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月12日まで
　　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２８６号
佐賀県鳥栖市桜町1233番地１　イデハイツ101
債務者　藤丸　幸二
１　決定年月日時　平成22年11月10日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月12日まで
　　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２９８号
佐賀県佐賀市大和町大字尼寺3388番地３
債務者　那須由紀雄
１　決定年月日時　平成22年11月10日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月12日まで
　　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３４０号
佐賀県三養基郡みやき町大字白壁2736番地12
債務者　菅　　俊憲
１　決定年月日時　平成22年11月10日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月12日まで
　　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３５７号
佐賀県佐賀市本庄町大字本庄209番地６
債務者　篠原　　幸
１　決定年月日時　平成22年11月10日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月12日まで
　　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３７５号
佐賀県佐賀市木原２丁目23番30号
債務者　今福　昌弘
１　決定年月日時　平成22年11月10日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月12日まで
　　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第５６０号
長崎県長崎市新戸町１丁目36番３号
債務者　吉山　隆子
１　決定年月日時　平成22年11月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月12日まで
　　長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第５９１号
大分市弁天１丁目１番16号　大分エクセル507
債務者　後藤　専治
１　決定年月日時　平成22年11月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月12日まで
　　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第５９２号
大分市大字光吉2114番地の25　市営２Ａ２－21
債務者　渡邉　　洋
１　決定年月日時　平成22年11月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月12日まで
　　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第６０１号
大分市大字猪野427番地の４
債務者　廣瀬　理夏
１　決定年月日時　平成22年11月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月12日まで
　　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第６１５号
大分県別府市幸町２番14号　コーポ幸Ⅱ－202号
債務者　菊池　芳江
１　決定年月日時　平成22年11月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月12日まで
　　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第３１号
沖縄県石垣市新栄町58番地23
債務者　濵﨑かおり
１　決定年月日時　平成22年11月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月12日まで
　　那覇地方裁判所石垣支部

平成２２年（フ）第３２号
沖縄県石垣市字大川398番地
債務者　後盛　　進
１　決定年月日時　平成22年11月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月12日まで
　　那覇地方裁判所石垣支部

平成２２年（フ）第３７５号
福井市光陽３丁目14番３号　サラダハウス106
債務者　小橋　祐治
１　決定年月日時　平成22年11月12日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月13日まで
　　福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４２４号
福井市田原２丁目34番20号
債務者　橋本　桃子
１　決定年月日時　平成22年11月12日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月13日まで
　　福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３１９号
長野市大字川合新田1283番地１　Ｔ－ＨＯＵＳＥ川合新田107号室
債務者　箭内　　勧（旧姓湊）
１　決定年月日時　平成22年11月12日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月13日まで
　　長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３４２号
長野市上松４丁目10番１－601号　上松東団地
債務者　ツルミ　ドラリッセ
１　決定年月日時　平成22年11月12日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月13日まで
　　長野地方裁判所民事部破産係